

会議録

平成 30 年 8 月 30 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 6 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、又地委員

欠席委員：吉田委員

会議時間 午後 1 時 00 分～午後 3 時 23 分
事務局 福 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、皆さん午前中の臨時会に引き続き、常任委員会の出席大変お疲れ様でございます。

ただいまから第 6 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

吉田委員より欠席と言いますか病院に行かれていて、途中で間に合えば戻るとのことですが、取りあえずは欠席ということで、出席委員は 9 名でございまして、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議を開きますが、事前に資料配付しております。順番といたしましては、調査事項については総務課のみ、内容は工事契約と以前より皆さんが心配していた財政収支計画でございます。

2. 調査事項

(1) <総務課>

- ・工事契約について
- ・財政収支計画について

平野委員長 それでは早速、工事契約のほうから進めてまいりたいと思いますので、資料の説明を求めます。

若山課長。

若山総務課長 午前中の臨時会に引き続き、事務調査ありがとうございます。

きょうの調査事項の総務課のまず最初の工事契約について、資料に基づきながら説明さ

せていただきます。

担当主査の田畑のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 総務課財政グループ主査の田畑です。よろしく願いします。

私のほうから木古内町で発注している工事及び委託業務について、説明をさせていただきます。

資料につきましては、総務課財政グループで提出をしました資料の 1 のほうをご参照いただければと思います。

それでは、1 ページ・2 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、平成 30 年度発注工事を 1 ページから 4 ページにわたり掲載しております。なお、平成 30 年度につきましては、請負価格、落札事業者等の記載のない工事、委託業務につきましては、まだ入札未執行でありますので、予定価格若しくは設計金額の欄には予算額を表記しております。

平成 30 年度につきましては、発注予定工事 30 件のうち、8 月 27 日現在で 22 件の発注が終了しております。

会計ごとの内訳といたしましては、一般会計が 14 件、下水道事業が 6 件、水道事業が 2 件となっております。

工事概要等につきましては、ご覧のとおりであります。このうち 5 番の公共下水道事業その 2 につきましては、一部の路線において車道占用から歩道占用が可能となったことにより工事費の減、6 番の公共下水道事業その 1 につきましては、水道管近接によりマンホール工の工事費の増などに伴います設計変更がされているところです。

なお、発注工事にかかります 8 月 27 日現在の入札分における平均落札率につきましては、4 ページのほうに記載をしておりますが、95.1%となっております。

続きまして、5 ページ・6 ページをお開き願います。

こちらにつきましては、平成 30 年度発注予定の委託業務を掲載しております。発注予定 11 件のうち、8 月 27 日現在で 9 件の発注が終了しております。会計ごとの内訳につきましては、一般会計が 7 件、水道事業が 1 件、下水道事業が 1 件となっております。

なおこちらのうち、1 番の木古内町森林組合事務所建設工事実施設計業務委託につきましては、町内の設計業者と見積もり合わせの上、随意契約をしております。

なお、こちらの工事名につきましては、既に産業経済課のほうからお伝えをしているところではありますが、こちらに建設にかかります財源を確保するといったような観点から、木古内町多目的活性化施設と用途と名称を変更しまして、工事発注をしているところです。

続きまして、6 番の都市計画道路変更図書作成業務につきましては、都市計画道路の変更となりますので、従前から整備しております都市計画の作成業者と見積もり合わせの上、随意契約をしているところです。

なお、委託業務に係ります 8 月 27 日現在の入札分における平均落札率につきましては、88.6%となっております。

続きまして、7 ページから 10 ページにつきましては、平成 29 年度の発注工事を掲載しております。

こちら 10 ページ側のほうの表の一番下段に、入札時の請負金額の総額と平均落札率を表

記しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、11 ページ・12 ページにつきましては、平成 29 年度の発注委託業務を掲載しております。

こちらにつきましても、表下段に請負金額の総額と平均落札率を表記しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それで、最後に補足となりますが今回、常任委員会の前に開会されました臨時会におきまして、本町地区町有地造成工事が補正予算が可決されましたので、こちらにつきましてはこれから 30 年度の工事予定一覧表に登載をし、速やかに町ホームページに掲載をさせていただきますので、そちらもご了承いただきたいと思います。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 それでは、工事契約について、資料の説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 いま田畑主査から最後の説明受けた造成工事、これ工事名はまだ決まっていないの。

それと、このあと指名競争入札だと思うのだけれども、これは一括発注になるのか。例えば暗渠、それから下層路盤の部分とそれから駐車場については、舗装工事までやるわけだから、その辺の工種工法っていうのかどういふふうに考えているのか。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 まず、工事名につきましては、先ほど本会議場でまちづくり新幹線課長からも答えたとおり、このあとさらに特定財源が見出せるかどうか検討しまして、先ほども田畑主査のほうから説明あったとおり、森林組合の建物については多目的活性化施設という名称をもって財源を見出してあるところもありますので、この工事名についてはさらにちょっと精査していきたいというふう考えております。

また、工事そのものにつきましては、通常の土木工事というふう考えておりますので、排水路あるいは上層路盤であるアスファルト混合物等もありますが、一部の施工ですのであまり分離発注して経費嵩むよりは、土木業者に一括発注という方向でいまのところ検討しております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 これ下層路盤と駐車場のアスファルトまでは一緒にいいと思うのだけれども、排水は別発注でもいいんでないの。例えばそのことによって、何が経費が一括発注することによって、100 万円ダウンするよというならわかるけれども、そうでないとすればせっかくこういう工事、このあとの例えば工事の中では発注予定が 22 番からの何点かあるけれども、金額的にも道営住宅の解体だとか大きいのもあればあとそんなに大きな工事ないのだよね。ということは、多くの業者に仕事を分配という言い方は悪いのだけれども、あれするチャンスを与えたほうが私はいいのではないのかなというふう思うのだよね。全く別個でしょう。例えばトラフの撤去含めた、あとはそれにポリ管というのかあれいれて、マンホールが 2 箇所にあるだけの工事だもの、それはそれで発注していいんじゃない。何も一括することないんじゃない。たぶん私、やる時期もたぶん違うと思うよ。排水はやろうと思ったらすぐかかれるわけだ。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 又地委員。

又地委員 私は、いま竹田委員が言った考え方も一理あるし、私は全く反対。私は一括のほうがいいと。なぜかと。それは、今回の臨時議会の中でも一般会計ですと、財源が。

いま、いろいろ補助対象になるものがあるかどうかということで、原則は一般財源ですよという。そして、委員の中からも臨時議会の中で一般財源で持ち出しするのであれば、もっと少なくてもいいでしょうとお金のかからないようにという議論も意見も出てあった。

そんな中で、私はやはりたぶん分離発注すると経費の面で高くなるだろうと。これいくら高くなるというのは、そっちのほうでなぜ一括発注かということは、経費の部分だとかで試算していると思うので、それはあとから報告してください。

あとは私が心配するのは、③の造成地の部分。もう既に齊藤建設さんで事務所を建ててしまっている中で、そうしたら③の部分の造成は齊藤建設さんが工事を終わって事務所を撤去してからでないといけないのではないのかなと。③の部分に関しては、側聞するところによるとあそこの部分だけで1,000万円くらいかかるのですよというようなことなので、であれば丸々細かくしないで例えば齊藤建設さんが工事やって、帰ってしまっただけの造成ということになれば、それはその部分で分離してもいいのかなという気もしているのだけれども、その辺はたぶん原課なりあるいは総務課のほうで、齊藤建設さんのほうとあるいはホテル企画さんとのほうの工程の打合せ等々していると思うので、その辺をオープンにしながらなぜ一括なのかというような話を説明してもらわないとだめだ。ということは、これ前の時にもあったけれども、後出し。意味わかるかな。後出しって意味わかるでしょう。いろいろ常任委員会等でいろいろ話して、議論になるとあとから実はこうだ出て出してくるものがあると。過去にもあるのだ。だから、そういうことがないようにするためには、議会の共通の認識を持つためには、後出しのないようにしてもらって、なぜ一括なのかという話も出してほしいし、齊藤建設さんとの絡み。③の部分の造成の部分もたぶん発注するとなれば、これから精査してとなれば、あれですよ。9月以降だとか発注時期もたぶん頭の中にあると思うので、その辺も絡めた中で説明してくれませんか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 きょうの臨時会で討論の中で話したのだけれども、町有地の造成工事、工事名は別にして。ただ、ここはもう既に③の駐車場用地以外はホテル用地として無償賃貸、賃貸契約もう終わっているでしょう、極端な話。だとすれば、その町有地という定義等貸し付けしていれば、ホテル企画の所管だと思うのだけれども、その辺の。私は、法的な部分はどう解釈するのかわからないけれども、それを町有地ってそういう言い方でいいのか、ホテル用地という位置づけで、一部③の駐車場は町有地のままでけれども、それは有償で期限付きで貸している部分なのだけれども、その辺の認識というか我々の認識としてどう捉えればいいのかという部分。

平野委員長 いまの質問プラス、最初に言った一括発注なのか分割するのかという部分もいま現在、もしわかるのであればそこもあわせて答弁をお願いします。

副町長。

大野副町長 ただいまお二人からご質問がございました。最初に総務課長が答えたわけで

すけれども、まずこの事業については助成制度があるかどうか、あるいは交付税の算入措置がある借り入れです。起債を起こせるかどうかということで、随分財政担当のほうも振興局のほうと協議をしているのですが、なかなか有効な理由が見出せないということで、いわゆる過疎債については難しいという評価がいまされています。このあと私のほうからも振興局の担当のほうには、改めてお願いをしようというふうには考えておりますが、これが実現しないということが現在想定されておりますので、一般財源での事業ということになればやはり少しでも工事費が安くできるようにというような配慮になってきます。そうなりますと、分離発注をするとやはり又地委員がおっしゃったように、経費が少しかかってしまいますので、工事費が少し上がることとなります。これは、3,600 万円で議決をいただきましたが、これを超えることはできないというふうに思っておりますので、この範囲内でいま現在実施できるのは一括発注というふうに思っております。

また、工事の工程上これは建築側とですが、排水路あるいは土地を掘削する作業が建築工事とぶつからないように工程調整を行わなければなりません。これが 2 者によるものなのか、3 者によるものなのか、分離発注ということになると 3 者になってきますから、同じところがとれば別ですけれども、そうした時にまた打合せに時間を要してしまうということもあるでしょうから、工程管理の面からしても一括発注で、土木事業者ができる工事というふうにどちらの工事についても認識ができますので、一本で発注することに何ら支障はないのかなというふうに考えております。

また、企業誘致用地ということでの位置づけの中で、無償貸与をしているわけですが、企業誘致用地ということであればそもそも話なのですが、町が整備をしている土地をお貸しするのがこれが企業の進出を求める町村の姿勢としてあるべき姿だというふうに思っておりますので、そこが実施できていなかったということでは、やはり無償貸与をして使用についての権限は株式会社ホテル企画に与えてはいますが、そもそも所有者は町であるということで、整備は町が進めなければならないというふうな認識に立っております。

また、齊藤建設の工事事務所なのですが、冬期も含めての工事ということでございますので、いまのところ 1 月末までの期間内は、工事事務所が存置していくのだというふうには思っていますが、こちら③の場所についても整備を進めるということで発注を出しますので、これからの話にはなりますが、齊藤建設のほうへは打診はしております。掘削をして工事を進めるので、こちらの工程をお示しして工事事務所の移動です。それは、齊藤建設がいまホテル建築の基礎から上屋の建てていくまで内部造作ということになると移転も可能かというふうには思っておりますので、その辺の工程調整を行いながら、いま貸している場所を移っていただいて、町が工事を進めるという工程でいきたいというふうに思っています。

このあと、きょう議決をいただいたことで発注に向けての準備を進めてまいりますので、その中で受託事業者ですか齊藤建設のほうと打合せを進めてまいりたいというふうに思っております。いまのところは、結論では一括発注ということで望むことでご理解をいただきたいと思っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 副町長、財源の問題を考えた時に、いま③の部分も造成しますということで、3,

600万円。私は、もともとあった法務局の跡地のあそこは駐車場だったと。町民向けの駐車場だったから、なくなるからいま③の部分の土地の造成をして、駐車場にして町民に使ってもらうのだと。であれば、この辺は何とか道・国に対しての過疎債の対象あるいは補助事業の対象になるのではないのかなというような気がしないでもないのだけれども、これ一括にしてしまうから早い話補助事業にならないというような見方を私はとっているのです。だから、③の部分で分離発注すると2,600万円がいいわけですね、早い話。そして且つ、③の部分が補助事業の対象になる、あるいは過疎債の対象になるということであれば、一般会計からの持ち出しが少なく済むという理論になると思うのだ。だから、その辺の検討を十分したほうがいいのではないのかなと。それは、分離発注であっても財源が1,000万円のほうの③のほうの財源が過疎債だとかという部分に充当できるのであれば、分離発注しても経費が高くなるよという部分は埋め合わせは完全にできると私はそういうふうに思うのだけれども、その辺の見通しというのはどうですか。全く立たないのかどうかと。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいま又地委員からご指摘をいただいて、ちょっと私も考えが浅かったなということで、いまマイクを握らせてもらっているのですけれども、過疎債の適用については、一体の工事であってもこの部分だけということをお願いすることは可能です。ただ、補助事業ということになると会計検査とかもあるので、これは一緒にしていないほうが余計なものまで見られることになりますから。過疎債にしても財務事務所の検査はありますから、一体の工事にしていけばやはり見られることはあるのですけれども、そこは振興局のほうと相談をしながら、いまおっしゃいましたように駐車場です。町民向けの公益性のある駐車場を整備したいのだということで、持ち込んで行った時にどうなるかというのはそういう視点をいただきましたので、話をしてみたいというふうに思っております。ただ、そこのところはちょっと休憩いただけますか。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時34分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

大野副町長 先の答弁の中で、一括発注でという話をいたしました。これは、起債の借入れができるできないに関わらず、あるいは失礼。事業の円滑な推進を進めるために、工事業者が多くなることなく、打合せがスムーズにいくようにという配慮も含めて、一括ということで考えております。

また、この事業を推進するのにあたって今後、渡島総合振興局と相談をいたしまして、少しでも町の財政に資するように交付税の算入措置があるような起債の借入れに向けて努力をしてみたいと思います。その結果については、その結果が出た時々に議員の皆様にお知らせするようにしてみたいというふうに思っております。

また、発注のこれは分離のほうが有利であると、この借入れにおいてです。そういう

場面が想定された場合についてもこれはすぐ発注をするわけですから、なるべく早く振興局との協議を進めて結論を出してまいりたいというふうに思っております。

平野委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、総務課の工事契約についての調査を終えたいと思います。

続きまして、財政収支計画について、こちらも資料配付されておりますので、早速資料の説明を求めます。

若山課長。

若山総務課長 それでは引き続き、資料 2 のほうに基づきまして、木古内町の財政収支計画につきまして説明をさせていただきます。同じく主査の田畑から説明をさせます。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まずその前に、こちらの資料内容について説明をさせていただきますが、こちら資料をお開きいただいて 1 ページ・2 ページにつきましては、平成 30 年 8 月現在の財政収支計画となっております。

なお、今回から 36 年から 40 年までの計画を新たに追加しておりますので、2 ページに分けて掲載をさせていただいております。

続きまして、3 ページにつきましては、前年度の常任委員会でお示しをしました平成 29 年 11 月現在の財政収支計画となっております。

4 ページにつきましては、今回の収支計画と前回の収支計画の対比をした表となっております。

なお、こちらにつきましても前回の収支計画が平成 35 年度までとなっておりますので、対比につきましては平成 35 年度までを対比をさせていただいております。

5 ページ・6 ページにつきましては、財政収支計画を試算するにあたりまして、項目別の算出方法の考え方について記載をしております。

7 ページ・8 ページにつきましては、収支計画に伴います基金額の推移となっております。

こちらにつきましても、36 年度から 40 年度までの部分を追加しておりますので、2 ページに分けて掲載をさせていただいております。

それでは、今回お示ししました収支計画について、計画の前回からの変更点等について説明をさせていただきます。

資料につきましては、1 ページと 3 ページをまず対比いただければと思います。

まず、こちら 1 ページのほうですが、平成 29 年度の実績額につきましては、こちら決算の見込額から決算額に置き換えております。

なお、決算審査特別委員会こちらのほうまだ開催されておきませんが、監査委員さんの決算審査が終了しておりますので、いま現在の決算状況ということで読み取りいただければと思います。

続きまして、平成 30 年度につきましては、平成 30 年度当初予算に対し、きょう現在までの補正及びこれから補正をされる予定である案件について、財政で把握している数値を加算をしまして、さらに平成 29 年度からの繰越明許費を加えた額に置き換えております。

なお、こちら諸収入のほうが予算額よりも大幅に増加をしておりますが、こちらの要因としましては、恵心園です。こちらの法人の解散に伴います精算金の部分については、議員の皆さんにもお知らせをしているところですが、こちらについて約 2 億円を見込んで計上をしているためです。なお、このうちの 1 億円につきましては、特養のいさりびのほうの負担金として歳出に計上しております。

また、こちら 30 年度の決算見込額につきましては、マイナスの 1 億 3,280 万円となっておりますが、この額について財政調整基金等のこちらの繰入額との決算見込額というふうになっております。

なお、この数値につきましては、これから年度末にかけて突発的に発生します補正案件等によりまして増減をするものということになりますので、そちらもご了承いただければと思います。

続きまして、ここからは平成 31 年度から平成 35 年度までの修正について、説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明をさせていただきますと、まず町税についてであります。こちらについては平成 29 年度に北海道新幹線に係る固定資産税が課税されたところであり、こちらに対しまして平成 30 年度の課税状況を基にさらに修正を加えております。前段の計画までは、新幹線関連工事が終了するということから、町税収入についても大幅に減少するものと見込んでおりましたが、想定よりも減少幅が少なかったことから、こちら一定程度上向きに修正をさせていただいております。

なお、先ほど来ありました、本町地区に建設されるホテルに係る町税につきましては、こちら担当課のほうと協議をさせていただきまして、課税につきましては平成 32 年度からを想定しております。

こちら固定資産税ですが、固定資産税につきましては、こちらも担当課のほうから、こちらホテルにつきましては、旅館業に係ります過疎地域の課税免除に該当する可能性があるということを確認しておりますので、平成 32 年度から 3 年間、34 年度までにつきましては、町税ではなくて課税免除に係ります普通交付税の措置ということで、普通交付税のほうに加算をさせていただいております。町税につきましては、平成 35 年度から町税のほうに反映をさせていただいております。

続きまして、普通交付税につきましては、平成 30 年度時点の算定基準に基づき算定し直しております。

こちらまた、特別交付税であります。こちら従前の計画では各年度 1 億 5,970 万円で計上しておりましたが、平成 29 年度以前から概ね 2 億 5,000 万円程度で推移をしているという状況でありますので、今回からは平成 30 年度当初予算額の 2 億円で各年度計上をし直しております。

続きまして、国庫支出金、都道府県支出金、繰入金、諸収入、地方債につきましては、前回の収支計画にあとそれまでの今年度 8 月までの第 6 次振興計画の変更分、あとはそれにさらに平成 28 年度に策定されました公共施設等総合管理計画及び平成 29 年度に改訂されました公営住宅長寿命化計画に係る修正を適宜加えております。

具体的に申しますと、公共施設等総合管理計画につきましては、町内の町有施設について、行政施設、学校教育施設、社会教育施設、保健福祉施設等、各分野ごとに施設の長寿

命化を基本とした今後 30 年間の施設整備計画を作成しているところです。

また、公営住宅長寿命化計画においても、公営住宅の建て替えや除却等につきまして、平成 44 年度までの計画が改訂をされているというところでありますので、これらの計画と振興計画との変更点を修正をさせていただいているところであります。

続きまして、財産収入につきましては、過去の決算額と収支計画に計上されていた額に差が生じておりましたので、平成 29 年度の決算額をベースに一定程度減額をさせていただいております。

なお、平成 31 年度につきまして、財産収入の金額が増えているところですが、こちらの要因としましては、道営住宅建設予定地の土地売却収入を見込んで計上をしているためです。

なお、繰入金の修正につきましては、7 ページの基金額の推移の特定目的基金取崩額のとおりとなっておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

続いて、歳出について説明をいたします。

こちら物件費、補助費等、普通建設事業費につきましては、歳入と同様に第 6 次振興計画の変更及び公共施設等総合管理計画・公営住宅長寿命化計画策定に係ります修正分を加えております。

また、補助費につきましては、今年度 6 月に補正をしました中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金を加算をさせていただいております。

公債費のほうですが、公債費が増えている要因につきましては、こちら先ほど来申しております各種計画に係る修正等を加えたことによりまして、普通建設事業費等も変動しておりますし、さらにそれに伴います財源となります起債のほうの借入予定額も修正をしておりますので、そちらに係ります元利償還金を再算定し、計上し直しているところです。

積立金の修正につきましては、こちら 7 ページの基金額の推移の各年度の積立額のとおりとなっておりますのでご参照いただければと思います。

なおこちら、表をご覧くださいいただければわかるのですが、平成 31 年度・平成 32 年度につきまして、普通建設事業費が大幅に増加をしているところですが、こちらの要因としましては、こちら国の施策になりますが防災関連事業に係ります緊急防災・減災事業債が平成 32 年度まで、公共施設の長寿命化等に係ります公共施設等適正管理推進事業債が平成 33 年度までと、借り入れの期限が定められておりますので、こちらそのことに伴います大規模事業がその年度に集中をしているということが要因として上げられます。

そのことに加えまして、港団地の建替ですとかあと小規模多機能型居宅介護施設等の整備なども計画として上げられておりまして、こちら整備時期とも時期が重なっていることから、こちら 31 年度以降 3 年間につきましては、こういった普通建設事業費が増加をする見込みが出ているところです。

続いて、今回から加えました平成 36 年度から平成 40 年度までの収支の算出方法について説明をさせていただきます。

平成 36 年度以降の収支につきましては、2 ページをお開きいただければと思いますが、こちらにつきましては歳入の町税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、平成 35 年度以前の考え方を継続しまして、数値を算出しております。

分担金及び負担金から地方債につきましては、基本的な考え方は従前と変わりませんが、

平成 29 年度の決算を基としまして経常経費を算出をし、各年度にまず計上をしております。

歳出につきましても、人件費から繰出金まで歳入と同様の考え方で経常経費を算出しまして、各年度に計上しているところです。

その経常経費に第 6 次振興計画から、各種補助金ですとかそういったものに事業費につきまして、36 年度以降も継続することが想定される事業を抽出し、臨時経費として各費目に加算をしております。

また、先ほどから申しております公共施設等総合管理計画及び公営住宅長寿命化計画などでは、平成 36 年度以降の事業費が算出されておりますので、そちらも臨時経費として各費目に加算をしているところです。

こちらの費用を計上し算出した結果、平成 40 年度の基金残高は 3,260 万円となっておりますが、この計画のほかに基金残高に対し影響を与える事項としましては、2 ページの表下段に記載しているとおりです。こちらにつきましては、前段の臨時会で副町長のほうから説明がありましたので、こちらのほうからは説明を省かせていただき、ご参照いただければと思います。

そのほか 5 ページ・6 ページにつきましては、項目毎の算出方法が記載されておりますが、こちらの 5 ページをお開き願います。

こちらの表の上段にあります、地方譲与税から地方特例交付金までの考え方についてですが、こちらは平成 31 年 10 月から消費税が 8 % から 10 % に増税をされ、それに伴いまして自動車取得税が廃止となることが既に国のほうで決定をされているところですが、こちらにつきましてはこちらそのことによりまして、地方消費税交付金が増えるという見込みも立てられ、さらに自動車取得税交付金取得税が廃止されることに伴いまして、減額されるということが見込まれているところでありますが、こちら一方で、増税の影響によりまして当然歳出のほうにもその増税の影響額が見込まれますので、一定程度相殺をされるものとして、今回の計画には増税の部分は算入しておりません。

また、平成 31 年度から森林環境譲与税交付金が交付されることが決定をされておりました、国からも一定程度交付金額等が示されているところでありますが、こちらの交付金につきましては、用途が森林整備と林業振興、例えば林業従事者の育成ですとかそういった部分に用途が限定をされておりますので、今後、新たな事業を創設するような必要がありますので、つきまして今回はこの部分についても反映をしておりません。

こちらにつきましては今後、担当課のほうから具体的な事業等が示されるところでありますので、ご了承いただきたいと思っております。

最後に、7 ページ・8 ページにつきましては、基金額等の推移となっておりますが、こちら表の下段に記載しているとおり、収支不足額には財政調整基金と備荒資金組合納付金を充当することとしておりました、基金残高の推移がそれぞれ各年度で掲載をされておりますので、こちらご参照いただければというふうに思います。

以上で、資料の変更点に関する説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願います。

平野委員長 資料の説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 31 年度・32 年度普通建設事業費がドンと増えているのだけれども、これは公共

施設管理計画という説明したけれども、具体的には何をやるのですか。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 竹田委員からのお尋ねであります。こちらのほう公共施設総合管理計画につきましては、それぞれいま現在ある町有施設の老朽化が全国的な問題となっていることから、全国の地方自治体におきましてそういった長期的な公共施設、あとインフラ、そういった部分の老朽化対策を計画を作って実行するというのが決められているところで、木古内におきましても平成 28 年度に策定をしていると。こちらにつきましては先ほど申したとおり、この計画策定に伴いまして町有施設ですとかインフラ整備の長寿命化に係ります起債が創設をされています。これが公共施設等適正管理推進事業債というところでありまして、こちらの期限が平成 30 年度から 33 年度までと時限が決められておりまして、この中で各施設の長寿命化に対する整備を行えばその部分に対して起債を充当できて、さらに交付税措置がされるというところでありますので、こちらについてこの期間に集中をして事業をやらせていただくということになります。

なお、具体的な大規模事業に関しましては、現在の計画でありますのは、まず中央公民館、スポーツセンターの衛生空調設備の改修です。こちらにつきましては、いま実施設計が今年度発注をされておりますが、こちら設計業務が終わり次第、工事の部分につきましては、現在の協議の事項としましては、今年度の 12 月定例会までに予算の補正を計上させていただきまして、来年度に繰り越しをして、それで町民文化祭ですとかそういった事業がある前までに工事を終わらせるような計画をいま検討しているところです。

また、こちらにつきましてはさらにであります。港団地の建て替えです。こちらは、公営住宅と長寿命化計画のほうで策定をされ、常任委員会でも報告をされているところですが、こちらにつきましても 31 年度に建設工事がはじまるということで、こちらについてもかなり大がかりな工事となっているところです。

また、先ほどの公共施設の長寿命化に関しましては、こちらさらに大規模な事業としましては、先ほど緊急防災・減債事業債につきましても時限が 32 年度までというふうにお伝えしたのですが、それまでに防災無線に関しましてデジタル化です。そういった部分についても事業をすると起債が充当されますので、そちらについても交付税措置がされる起債になりますので、そちらについてもこの年度までに整備をしたほうがすることで計画変更をしまして、そういった部分で進めていかなければならないという部分になっているところでもありますので、こういった部分がかかり大がかりな事業となっておりますので、そのほかにつきましてもそういった時限が決められていることから、こういったところにそういった長寿命化ですとか、そういった部分が集中をしているというところです。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 概ね了解というかわかったのだけれども、有利な起債の措置もあるということだから、これを年次でやらなければならないと。ただやはり、先ほど委託料の説明、工事契約の。この中で、中央公民館の機械設備等のこれももう既に予算計上終わっているのだけれども、それらを踏まえて今後は予算補正が出てくる。やはりこういう 2 か年で 40 億にもなる金額ですし、正式に例えば予算計上する段階では細かいいろんなものもあるにしても、やはり我々にもアバウトにも公民館の例えば機械設備改修で、1 億の財源かかると。先ほど言った防災のデジタルには例えば 2 億円かかるのだとかというそういうものという

のは、資料というか確定しなければやはり出せないものなのか、いまこういう説明受けてもその時期にならなきゃ出てこないっていう部分ですし、その辺副町長、何か粗々でもこういういま予定していますという部分というのは提示できないものなのだろうか、その辺。

平野委員長 副町長。

大野副町長 公共施設等総合整備計画あるいは公営住宅の長寿命化計画、緊急防災・減債事業を使つての計画というのは、前の二つについてはお渡ししているかと思しますので、そこについては個別事業計画も含めてお出しすることは可能です。これはあくまでも詳細設計をした内容ではございませんので、担当あるいはコンサルに見ていただいて、概算事業費ということで取りまとめているものですから、そういう認識のもとにお渡しするという事は可能かと思ひます。

一方で、いま言いました中央公民館、スポーツセンターについては、既に詳細設計に入っておりますので、こちらについてはその設計が上がってきてからお示しすることになるかと思ひます。現時点でお渡しするのは、あくまでも概算設計額、年次年次で実施設計についての委託をして額を確定していくという作業になるかと思ひます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 22 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で総務課の財政収支計画について終えたいと思ひます。それでは、お疲れ様でした。以上で、総務課の調査を終えたいと思ひます。

その他案件に入る前に、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 32 分

3. その他

<病院事業・特養いさりび>

- ・外国人介護福祉士候補者受入事業現地説明会について
- ・通所リハビリ日曜日のサービス閉鎖について
- ・老健いさりび短期入所者の転落事故に係る経過報告について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

調査事項その他となりますが、病院事業・特養いさりびで、3点ほど記載してあるとおりでございます。事前に説明資料添付してありますので、皆さん見ていただいたと思ひま

すが、早速資料の説明を求めます。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 それでは、きょう資料として提出させていただいた 3 点について、報告の時間をいただき誠にありがとうございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

1 ページのほうをお開き願います。

1 点目です。外国人介護福祉士候補者受入事業現地説明会についてということで、説明させていただきます。順番に沿って、今回、フィリピン介護福祉士候補者の求人です。287 法人で、796 名の求人がありました。そのうち、一法人で 3 名がいさりびだということになります。

説明会についてです。7月の20日から26日で、フィリピン・マニラで行っております。

日曜日を除く 6 日間で開催され、候補者については 633 名、説明会に参加した法人については 120 法人となっております。

続いて、説明会に参加してきたのが 7月の21日、現地時間で 9 時 30 分から 16 時 30 分の実働 6 時間という間での説明会を開催してきております。当日、候補者として説明会に来ていたかたは 125 名、法人については 23 法人ということで、事業団の発表となっております。当施設で対応した説明した候補者については、53 名です。1 回に 3 名から 5 名の候補者に 15 回程度の説明を繰り返してきております。説明時間については、おおよそ 20 分から 30 分という状況の中です。その他でありますメールによる連絡 4 名とありますが、本来であれば事業団をとおさない以外での候補者とのやり取りは禁止になっているのですが、今回うちははじめて参加させていただいたので、そういうルールを確実に守ってきたわけですが、たぶんほかの施設は何度も説明会に参加しているとメールアドレスの交換をするらしいのです。それで、候補者の中からメールアドレスないですかということと言われた候補者がいましたので、私、名刺持って行きましたので、名刺を配布したところこの候補者からメールがきて、ぜひうちの施設で働きたいのでと自分の売り込みのようなメールが 4 件ほどありました。そのうち 1 名については、当日の説明会には来ていないかたもどこからかメールを引っ張ってきたのかわからないのですが、きたのもありました。というのが実際の説明会までの部分がいままでです。

今後のスケジュールということでの別紙を参照していただきながら説明していきたいと思っております。今後のスケジュールについては、2 ページ目にスケジュール予定ということで、載せさせていただいております。

説明会が上段にあります。それ以降の 16 日、受入希望に候補者情報及び一次就労意向状況通知書を提供とあります。これについては、この説明会を受けて候補者が各施設に行きたいということで、優先順位を付けます。これが候補者は、1 位から 20 位まで付けます。

その結果、3 ページ・4 ページをお開き願います。

3 ページの上段にあります、S・A・B・C と候補者が 1 位を付けると S、A は 2 位から 5 位、B については 6 位から 10 位、C については 11 位から 20 位ということで、今回、事業団をとおしてうちの施設に来たいという部分でのランク付けがきたもので、3 ページ・4 ページにあるとおり、1 位の S については 1 名、A については 2 位から 5 位で 9 名、以降あわせて 34 名のかたがいさりびに順位を付けていただいたという状況であります。

ここのS・A・B・Cというような形で書いているところに、ちょっと字が小さくてあれなのですが、ここでの上位で指名されるとマッチングが成立する可能性が非常に高いというような表現で書かれております。これを受けて、うちの施設もきのうの6時までには返事を出さなければならないということで、この部分で順位を付けて返信をしている状況です。当然、うちを1位に指名してくれたかたについては、1位で出ささせていただいております。また、Aの2位から5位の部分についても2位から10位まで順位を付けて提出させていただいていると。

今回、施設側とすれば10位までの順位を付けて提出となっておりますので、B・Cのかたについては、順位を付けずにそのままのような状況となっているということです。

これを受けてまた事業団では、相手方との同意を取り付けた上で最終的に9月の下旬にうちのほうで働く・働かないの人数、またはマッチングが成立したということでの報告がありますので、あともう少しで来年の12月にフィリピンの候補生が来るかどうか分かるという状況となっております。

そのあと、二次のマッチングもありますが、最終的には年間300名の候補生しか日本国には入ってきませんので、そういう300名の部分での調整が二次だということで、事業団から聞いてますので、実質一次で決まらない場合については、なかなか次のマッチングは難しいという状況ということになります。以上、まずフィリピンの説明については、以上とさせていただきます。

続いて、2番です。

通所リハビリの日曜日のサービスの閉鎖についてということで、説明させていただきたいと思います。

4月経営統合後、通所リハビリについては、年末年始以外の休みなくサービスを提供するというので、両施設恵心園でやっていた通所のデイサービス、またはいさりびのデイケア利用者を全員受け入れるということで、年末年始以外の休みなくサービスを提供するというので、運営をし受け入れてきました。そこで、この8月に町内の医院さんでデイサービスを新設した事業所があります。光銭さんが8月から新たにデイサービスを事業として開始しました。実際にデイサービスとデイケアでは、リハビリをするかしないかも含めて、以前は選択できて利用者さんがどちらに行くかということで、サービスを提供していたのですが、4月からは一つしかなかったことでうちを利用して、こっちに来たくなくても行くところがないのでうちに来ていただくとかといういろいろな利用者さんがいたのですが、事業所を選択できるということも含めて、今回日曜日を閉鎖した上で、事業所を選択してもらいたいというふうな考えで、まず閉鎖となりました。

また、リハビリ職員についても4名でいまリハビリを提供していたのですが、どうしても暦どおりの休みが取りづらいという側面もありまして、今回は9月30日をもって日曜日のサービスの提供を閉鎖したいということから、10月以降についてはリハビリ職員の労働環境も改善されるというところとなっております。

また、今後の対応でございますが現在、日曜日の利用者については要介護14名、要支援4名の計18名となっております。うち複数回利用については12名、日曜日のみの利用者については6名となっております。実際このかたをどのような対応していくかということで、曜日変更した上でいさりびを利用していただく。または、新たにデイサービスがで

きましたので、デイサービスの移動ということで、8月の8日にケアマネさんに集まっていただきまして説明会を開催し、この状況を説明した上で曜日変更等の対応を依頼しているところでございます。

また、利用者につきましても、文書等により通知をしてケアマネさんと協議し、曜日の変更等を調整を依頼しているところでもあります。

ここで一番出てくるのは、収支の状況になると思います。

収支の状況については、大まかに対象となるものとして記載させていただいております。

当初の収益または費用、費用については大きくは給与費になります。収支的に1,200万円ほどプラスになる見込みでしたが、変更後につきましてもは24日営業日が減ることになりますので、その分の収入が減ります。収益が減ります。また、費用なのですが、この8月と9月で通所の職員について退職希望がありました。本来であれば引き続き勤務していただきたいところなのですが、10月以降日曜日を閉鎖することで退職の補充をしなくても回って行けるという現場のこともありましたので、そこについての費用も減額されるということで、最終的には100万円前後のマイナスで済むのではないかという見込みでおりますので、一応9月30日のサービスをもって提供を終了し、10月からは月曜日から土曜日だけの営業とサービスの提供という形で行いたいということでの報告でございます。

続いて、3点目です。6ページをお開き願います。

老健いさりび時代の短期入所者の転落事故に係る経過報告でございます。

これにつきましては、平成29年度の第6回の委員会でも同様の説明をさせていただいておりますが、今回、7月の末に保険会社で依頼している弁護士のほうから動きがありましたということでの通知がありましたので、その分について説明をさせていただきたいと思っております。

7ページの中段です。

相手側の主張と経過の三つ下くらいです。丸で前回報告以降の経過というところの四角のところから説明させていただきたいと思っております。

今回、宮崎さんのほうが成年後継人ということで、転落事故の損害賠償について、函館の家庭裁判所への申し立てを起こしております。認められているということです。日付けについては、4月の25日付けで認められております。この事件の代理人を下の弁護士へ依頼し、受任されていると。これが7月の13日で委任されているところです。

今回、損害賠償の申し立てを起こしたのですが、損害賠償の請求額ですが1,144万7,287円となっております。7月の17日付けで相手側の弁護士さん、チャ・ポク・スン弁護士さんの事務所から上記のことについて通知があった旨、当方の担当弁護士事務所から通知がありましたので、今回、前回の昨年の第6回の委員会で説明した部分に付け加えて報告させていただくものです。

今回の損害賠償請求等今後の経過はありますが、今後の対応一番下にありますとおり、保険会社が行うものでありまして、示談が成立した場合の損害金は全て保険金の対応ということになりますので、ご了承願いたいと思っております。

この転落事故の部分につきましては、個人名が入っておりますので、このあと取り扱いにはご注意をさせていただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上、私のほうから今回説明させていただきたい項目について、簡単ですが説明を終わ

らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 資料の説明が終わりました。3点ほどになりますので、質問については分けて受けたいと思います。

まず、1番目の外国人介護福祉士の説明会の報告がありましたが、こちらについての質疑があればお受けしたいと思います。

因みに、S・Aが10人のかたがいさりびを選んでくれた。これは、ほかの施設と比べて前々ページに書いているけれども、良い評価のほうなの。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 ほかの施設と比べるのは非常に難しい、難しいと言うより正直わからないです。ただ、4月にこの事業をもうやっている施設に視察に行かせていただいた際、またはこの事業を展開している法人に電話等確認した際には、説明会に行ってもなかなか候補者は来ませんよというような話を事前には伺っていたので、実際今回説明会へ行ってこういう結果として出てくる部分については、正直びっくりしています。特に1位で選んでいただいているという部分については、とてもびっくりしているものです。やはり説明会に行ってもやはり木古内町という部分について、知名度が低いとなかなか来ない。また、都市部に集中しているというのも結構現状あるらしいので、はじめて今回手上げをして、はじめて説明会に参加して、はじめて木古内という名前を候補者のかたに説明してきたところ、上位でS・Aで10名というかたがうちのほうに意向を示していただいたという部分については、とても嬉しく思っておりますし、マッチングするのについてはとても期待しているところだということです。以上です。

平野委員長 前回、説明受けた時に難しいという話聞いていたので、まさかこういう1位・2位・5位というもしかしてマッチングが上手くいきそうなどという展開になると思っていなかったものですから、よほど今回行かれて通訳のかたも含めてしっかりと対応できたのかなと大変評価したいなと思います。あとこのあと、しっかりと受け入れができるように慎重に進めてほしいなと思います。

それでは続いての2番目、通所リハビリ日曜日のサービス閉鎖について、質問があればお受けしますが、どうですか。

又地委員。

又地委員 これは、日曜閉鎖ということのようですけれども、2箇所の民間のデイサービスでやることになったという。それで、これは民間の人方の収益を考えた時に、これを単純に8,300万円から7,300万円を引くと600万円だ。この600万円が民間のデイサービスをしているところに入るといふような考え方でいいのかな。これなぜかというと、例えばせっかく日曜日閉鎖しますよということになって、二つの施設がデイサービスを受けてくれると大変ありがたいことだね町としては。だけれども、この二つのところがはたして受けてくれて、商売にならないと止められると困るわけだよね。と思うのです、私は。止められるとサービスが低下するという意味にもつながると思うのです。だから、その600万円を単純に半分ずつ二業者だから300万円ずつ、収益がその人方に入るのかなというそういう思いでもいいのかどうか。

平野委員長 東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 まず、デイサービスを新たに新設するところについ

ては、1 箇所です。なので、通所というものだけでいくといさりびのデイケア、リハビリをする施設です。光銭さんがやるデイサービス、要はリハビリのない朝から夕方まで入れる、お風呂入ったりご飯食べたりだとかというところの 2 箇所がありますと。このデイサービスについては、いままで恵心園さんが行っていたものだったのです。恵心園さんがなくなったことで、いさりびではデイケアを引き続きやっていますということで、そのままデイサービスに通っていたかたを受け入れしたもののなのです。なので、新たにデイサービスを新設していただいたという部分については、うちを利用していかたでもリハビリ必要ないという実際利用者さんもいますので、そこについては利用者さんの判断の中で、デイサービスに移る移らないというのをお願いしているところなので、実際に 18 名いる利用者さんがうちをそのまま利用するのか、デイサービスに移行するについてはいま現在調整中で、なかなかそこについてはわからない状況ではあります。

また、実際いまうちの施設で新規で 2 名、曜日を増やしたいというかたが 11 名おります。

実際いま、開始当初定員 30 名ではあるのですが、実際 25 名を頭打ちにしてリハビリと現場の職員が上手く回るということで、25 名で利用者を契約してきたのですが、実際 1 割程度休むかたが毎日おりますので、それを見越して 25 になるように契約のほうをしていきたいなと思いますので、実際には契約上 27・28 名くらいまで上がるのではないかなというふうに思っております。新規利用者と待機利用者もこの日曜日の状況を踏まえた上で、対応していきたいというふうに思っておりますので、単純にこの 600 万円が利用日が減った分でのマイナスの計算になりますので、利用者が減る移動ではないということだけは、ちょっとここだけの収支の計算の中では違いますので、単純にうちが日曜日閉鎖したからと言って、その分ほかのデイサービスのほうに 600 万円移動するとかということではないということでの説明をさせていただきたいと思います。

ですので実際に、このお金の移動も含めて日曜日の利用者さんが丸々例えばデイサービスにいきますよということであれば、その分デイサービスさんは収入増えるのかなというふうには思いますが、その移行の状況によってはまた金額が変わってくるかなというふうに思います。

平野委員長 デイサービスの光銭さんってもう 8 月オープンしたばかりなのですよ。

当初から老健がデイサービスだったのが恵心園さんだったのがデイケアになるということで、心配というかりハビリがなくて楽しみに来ていた人どうするのだって楽しみがなくなるということで、このデイサービスが開設されたということは喜ばしいことだと思うのですが、実際この日曜日の閉鎖のみならず、デイケアに来られていたかたがたった 1 ヶ月しか経っていないのですけれども、既にもうそちらのほうに移動したという実例もあるのですか。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 実際にはありません。いろいろ日曜日の利用者さんの関係で、ケアマネさんとかいろいろ相談させてもらっているのですが、たぶんデイサービスの移動はないではないかというような感じですか。それは何かと言うと、やはり一回こっちで落ち着いてしまったら環境変えずにそのまま施設利用したいというのが利用者さんの思いらしいのです。ただやはり、リハビリ職員からするとリハビリの拒否も多いしだとか、全然リハビリしなくても大丈夫なのにとというようなかたもいるので、本来であればサ

ービスという部分については、うちじゃないのになという思いはあるのですが、そこはあくまでも利用者さんの意向ですので、今回の日曜日の状況を踏まえた上で、今後の対応等も検討していかなければならないかなというふうには思っております。

平野委員長 いま先ほど又地委員言ったように、民間のそういうせつかく施設をオープンしたところがやはり経営上安定してほしいと、社協もそうなのですけれども。病院上の経営のことだけを考えると当然、デイケアを満度に人が来ていただくのがいいと思うのですが、やはり民間の町内の全体の福祉を考えた時に上手くバランスを取った、また利用者さんがはたしてどっちのほうを求めたいのかということを考えて上で、逆にいま来ているかたもそちらに進めるということもこれからあると思うのですよね。そこは経営だけにこだわらず、利用者さんがベストな道を上手く職員の方々が推奨してあげてほしいなと思います。まだ1か月ですから、今後そのことも頭にいった上で進めてほしいなと思います。

ほかございますか。

福島委員。

福島委員 いま、日曜サービスをやっているのちょっと私も認識不足でわかりませんでした。恵心園があった時に、例えば私も町の社協の職員をやっているとして、入浴サービスになんか1名か2名行っていたと。それがなくなったからいさりびに頼むというふうな話がついたというふうな話聞きましたけれども、ここで日曜利用者が要介護14名、要支援が4名、計18名。まだ数回開催を期待したいという人が何人かいると。ただ、行くのに勝手にケアマネが良いとやりなさいと、OKでなければ行かれないわけでしょう。そうしたらここで要支援が4名いるというのは、介護保険の対象になるのならないの。それがどういうふうに違うのか、要支援と要介護とその内容をちょっとわかる範囲で。

平野委員長 東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 介護保険の対象になるかならないかで言ったら、対象にはなりません。要支援でいくと通所のサービスの回数によって違いがありまして、要支援1であれば週に1回、要支援2であれば週に2回という回数の制限がありますので、要介護と要支援の違いというのはその辺でちょっと出てくるかなというふうに思います。

平野委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ続いて、最後の項目になります。

老健いさりび短期入所者の転落事故に係る経過報告ということで、7ページ目の後半が前回以降の経過となっております。

質疑お受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 質疑がないようですので、以上をもちまして、その他の病院事業・特養いさりびの3件の調査事項について終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 01 分

<産業経済課>

・林業成長産業化地域創出モデル事業について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課の林業成長産業化地域創出モデル事業についてということで資料が配付されておりますので、早速説明を求めたいと思います。

片桐課長。

片桐産業経済課長 産業経済課、片桐でございます。

まずは今回、林業成長産業化地域創出モデル事業についてということで、お時間を取らせていただきありがとうございます。

それでは早速ですけれども、内容について説明をさせていただきたいと思います。

まずは、資料の 1 ページをお開き願います。

1 の内容ですが、地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す地域を林業成長産業化地域として選定をし、ソフト事業・ハード事業の支援を優先的に採択するのがこの林業成長産業化地域創出モデル事業です。この事業は、林野庁の事業となっており、今年度は全国で 12 地域が認定となりました。

2 の北海道渡島地域の概要ですが、3 ページをお開き願います。

こちらは、地域として提案した内容について、記載した資料となっております。中段にあります、2. 構想への主な参画者をご覧ください。

渡島管内の素材生産者や製材・加工業者、木材需用者、森林育成事業者、その他として管内全市町村、北海道国有林などが参画者となっており、オール渡島として事業展開することとしております。中でも西根製材所、函館広域森林組合、道南スギ産地形成推進協議会が当町の関係する参画者で、事務局が道南スギ産地形成推進協議会となっており、北海道渡島総合振興局と連携して事業展開を行います。

取り組み内容ですが、下段の表の中項目でピンク色で塗りつぶしているところをご覧ください。

一つ目が森林資源の循環利用と将来に向けた生産性の高い森林施業の構築として、主に新たな森林管理システムに対応するための林業機械の導入事業となっております。このあと、事業計画の際に説明しますが、5 業者が林業機械を導入予定です。

二つ目が新たな森林管理システムのモデルとなる取り組みの検討・実施として、未施業森林などの森林所有者情報等の把握と意向調査について、民間コンサル等を活用しモデル事例となるべく幾つかの町で先行実施することとしております。こちらについてもこのあと説明しますが、当町を含む 4 町が選定をされたところです。渡島地域の概要については以上で、再度 1 ページをお開き願います。

3 の事業計画ですが、5 か年の事業となっております、ソフト事業で上段が事業費、下段が国費を記載しております。合計で事業費が 4,600 万円、国費が 100 %で 4,600 万円です。内容については、平成 30 年度が未施業森林や造林未済地の森林所有者情報等の把握、

平成 31 年度は森林認証材の活用促進方策の検討や販路拡大の取り組みに活用する予定です。この平成 30 年度の事業については、八雲町、森町、知内町、木古内町の 4 町が選定され、各町 145 万円の配分があります。

ハード事業については、合計で事業費が 5 億 1,957 万 9,000 円、国費が購入機材により異なりますが 2 分の 1 と 3 分の 1 で、計 2 億 1,347 万 6,000 円です。内容については、それぞれの事業所で導入する林業機械に対する助成となっており、平成 32 年度においては当町の西根製材所が購入するチップ、製造施設への助成も計画しているところです。

次に 4 のソフト事業の展開については、先ほどの概要の際に説明したとおり、新たな森林管理システムのモデルとなる取り組みの実施ということで、森林所有者調査業務を委託をし、未施業森林や造林未済地の森林所有者情報等の把握と意向調査を行います。

新たな森林管理システムについては、5 ページから資料を添付しております。

この資料については、昨年 10 月に議場で開催されました議員研修会の資料となっておりますので、詳細は割愛をさせていただきますが、7 ページをお開きください。

これが新たな森林管理システムの概要が簡単にまとめられた資料です。

2 の新たな森林管理の仕組みをご覧ください。

まず、森林所有者からの申し出や意向調査を実施し、真ん中の赤く囲まれたところですが、市町村が林業経営に適した森林の場合は、意欲と能力のある林業経営者に林業経営を委託をし、森林施業を行います。仮に林業経営に適さない森林等の場合は、市町村自ら管理し、森林施業を行うのが雑ぱくではありますが、新たな森林管理の仕組みとなっております。本格運用については、来年度からのスタートとなりますので、今後も勉強会等に参画し情報収集したいと考えております。このような新たな森林管理システムのモデルとなる取り組みということで、一気に森林施業まではできませんので、前段階として森林所有者を明確化し、意向調査を実施することになります。

次に、2 ページをお開きください。

5 の所有者調査業務委託内容についてですが、対象森林は北海道から示されており、一つ目のポツ、森林経営計画を樹立していない森林、二つ目のポツ、4 齢級から 10 齢級までの森林で 10 年以上伐採していない森林、三つ目のポツ、11 齢級以上で 15 年以上伐採していない森林。

把握の手法は、住民票の確認や戸籍情報の収集、課税台帳等の確認で把握をいたします。

その後、森林整備に関する意向調査を実施する流れでの業務委託となります。

6 の当面のスケジュールですが、平成 30 年第 3 回定例会で補正をさせていただき、10 月に業務発注、来年 2 月に意向調査を実施したいと考えております。

説明については以上ですが、新たな森林管理システムは平成 30 年 5 月に森林管理法として成立をし、来年 4 月 1 日からの施行となり、また事業スキームが明確でなく手探り状態でのスタートとなりますが、全国のモデル事例となるよう北海道と連携をし、実施していきたいと考えております。以上で、林業成長産業化地域創出モデル事業についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

平野委員長 説明が終わりましたが何か聞きたいことがあれば、定例会前に確認しておきたいことがあれば、特にないですね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 100 %補助事業ですので、これを上手く活用して林産業の発展に上手く木古内町をつなげていただきたいと思います。

質問がないようですので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 11 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、産業経済課のその他の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 20 分

4. 意見書

＜木古内地区連合＞

・道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

＜町村議会議長会・全道林活議連＞

・林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

＜障害者の生活と権利を守る北海道連絡協議会＞

・障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で意見書 3 件について、中身は読みませんが 3 件とも採択ということで、地区連あるいは林活の木古内の委員長さん等々を踏まえた意見提出者と賛同者は順番を考慮して事務局にお任せしますので、よろしく願いいたします。

5. 議会閉会中の所管事務調査

平野委員長 続きまして 2 ページ目、議会閉会中の所管事務調査についてでございます。

皆さんに配付している議会閉会中の所管事務調査についてという 1 枚ものあると思うのですが、こちら 9 月定例会で 9 月から 12 月までに調査する事項についてはこういうことだと毎回やっている案件ですが、事務局と精査いたしまして、調査事項を企業誘致について、こちら継続でございます。あと、例年を参考にしまして、発注工事の現地調査あるいは水道の上下水の上半期、国民健康保険と介護サービス等々の上半期の収支状況についての 4 点を載せました。あとはもちろんその他、緊急を要する事項で、参考までに下

の四角の中に平成 29 年・28 年まではこういう感じで載せていますということで記載しております。もしこの調査事項、これ以外の部分でお気づきの点があれば調整したいと思いますし、あるいはこれいらぬよというのがあればそれもあわせて意見として出していたければ参考にさせていただきますが、いかがでしょうか。

又地委員。

又地委員 きょう話したホテル建設用地の造成の部分の現地立会というのは、たぶん来るのだろうか。

平野委員長 企業誘致についてに含めますし、きょうの話で進捗があれば常に随時報告するという約束はいただきましたので、その段階で現地在調査がはたして必要なのかどうか。

どうですか皆さん、やはり一度企業誘致の場所の現地調査は、その辺担当課とあるいは事務局と精査して、必要であればといふかなるべく現地調査 1 回はいれたいと思います。

ほか何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ取りあえず閉会中の所管事務調査については、この項目で進めたいと思います。何かありましたらその他でいつでも調査にいきますので、ご意見いただきたいと思います。

6. 所管事務調査報告

平野委員長 それと続いて、所管事務調査報告ですが、いつもどおりこのあと副委員長と事務局と話、協議しまして皆さんに F A X でお知らせしたいと思いますので、F A X ご覧いただいて何かお気づきの部分があれば事務局あるいは委員長、または副委員長まで連絡いただければ、ご意見に対して対応いたします。

7. その他

平野委員長 その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 事務局からは。

福田局長。

福田議会事務局長 今回は何もありません。

平野委員長 それでは、以上をもちまして、第 6 回総務・経済常任委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山総務課長、田畑主査、東特別養護老人ホームいさりび事務長
片桐産業経済課長

傍 聴：なし
報 道：なし

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志